

【法人の名称】 司法書士法人峯村共同事務所

【事務所の所在等】

《主たる事務所》

所 在 〒380-0038  
長野県長野市大字東和田 784 番地 1 司ビル 2 階  
TEL 026-274-5641/FAX 026-274-5642

常 駐 社 員 司法書士 峯 村 伸 吾  
常駐する特定社員 同上

《従たる事務所》

所 在 〒381-2222  
長野市金井田 115 番地  
TEL 026-285-9597/FAX 026-285-9598

常 駐 社 員 司法書士 岩 井 麻里江  
常駐する特定社員 同上

【成立年月日】 令和 6 年 4 月 2 日

【業務範囲】

- 1 登記または供託に関する手続について代理すること
- 2 法務局または地方法務局に提出し、または提供する書類または電磁的記録を作成すること（ただし、第四号に掲げる事務を除く）
- 3 法務局または地方法務局の長に対する登記または供託に関する審査請求の手続について代理すること
- 4 裁判所もしくは検察庁に提出する書類または筆界特定の手続において法務局もしくは地方法務局に提出しもしくは提供する書類もしくは電磁的記録を作成すること
- 5 前各号の事務について相談に応ずること
- 6 簡易裁判所における裁判所法第 3 3 条第 1 項第一号所定の額を超えない民事訴訟法に定められた訴訟手続（上訴の提起（自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定または命令に係るものを除く）、再審および強制執行手続を除く）、和解手続、支払督促手続、訴え提起前の証拠保全手続、民事保全法に定められた手続、民事調停法に定められた手続および民事執行法に定められた少額訴訟債権執行手続について代理すること
- 7 前号について、相談に応じ、または裁判外の和解について代理すること
- 8 筆界特定の手続であって対象土地に関する法令による計算額が裁判所法第 3 3 条第 1 項第一号所定の額を超えないものについて、相談に応じ、または代理すること
- 9 当事者その他関係人の依頼により、管財人、管理人その他これらに類する地位（官公署の委嘱によるもの、任意後見人およびそれに付随関連するものを除き、遺産整理受任者を含む）に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理もしくは処分を行う業務またはこれらの業務を行う者を代理し、もしくは補助する業務（自ら遺言執行者に就く業務を除き、他人の遺言作成・遺言執行を補助する業務を含む）
- 10 司法書士または司法書士法人の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育および普及の業務
- 11 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第 3 3 条の 2 第 1 項に規定する特定業務
- 12 司法書士又は司法書士法人の事務に附帯し、又は密接に関連する業務